

「航空自衛隊饗庭野分屯基地における展示即売会出店希望業者」

募集要領

令和4年7月

航空自衛隊饗庭野分屯基地 基地業務小隊厚生班

## 募集要領

### 1 概要

滋賀県高島市新旭町饗庭 3 3 5 6 番地 1 に所在する航空自衛隊饗庭野分屯基地において、展示即売会の出店を希望する業者を次のとおり募集する。

### 2 募集業種

- (1) 飲食物の提供（酒類の提供を含む。）
- (2) 物品販売
- (3) サービスの提供（公序良俗に反するものを除く。）

細部は仕様書のとおり。

### 3 募集店舗数

各日、各場所、各時間帯ずつ 1 店舗

### 4 出店場所

〒 5 2 0 - 1 5 3 1

滋賀県高島市新旭町饗庭 3 3 5 6 - 1

航空自衛隊饗庭野分屯基地内

### 5 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 自衛隊に対し好意的であり、協力的であること。
- (3) 日本国籍を有していること。
- (4) 政治的行為に関与していないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されるものであること。また、自己破産の経験がないこと。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び (6) から (10) までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 6 出店場所等

### (1) 場所

ア 屋外においては、航空自衛隊饗庭野分屯基地 庁隊舎東側とする。

イ 屋内においては、航空自衛隊饗庭野分屯基地 庁隊舎1階喫茶室とする。

### (2) 資材等

出店に必要な資材等は、すべて出店業者側で用意すること。

### (3) 電気及び水の使用

出店に際して、電気及び水の使用を希望する場合は、別途、使用申請を行い、当該使用量を支払うこと。

### (4) 火気の使用

基地内で火気を使用する場合は、必ず事前に届出をするとともに、店舗ごとに消火器を備え付けること。

### (5) その他の事項

ア 基地への立入り、車両運行、テント設置等については、官側の指示に従うこと。

イ 出店準備及び商品搬入等は、当日に実施すること。

ウ 各業者の出店については、官側で決定する。

エ 出店当日は、官側で売店の巡視指導を行う。

オ 直接販売に伴うごみ（段ボール等）は、持ち帰ること。

カ ゴミ袋、清掃用具等は、出店業者で準備すること。

キ その他、仕様書（別紙第1）のとおり。

## 7 公募説明会（募集要領、仕様書等説明会及び現場説明会）【重要】

### (1) 説明会日時

令和4年7月22日（金）13時30分（13時20分までに入室）

### (2) 参加方法

公募説明会参加申請書（別紙様式）を、令和4年7月15日15時00分までに提出すること。

### (3) その他

出店を希望される方は、必ずご参加ください。

## 8 応募手続き等

### (1) 応募時の提出書類等

別紙第2のとおり。

### (2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎても書類が提出されない場合

イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他違反と認められる場合

### (3) 審査等

ア 提出書類

書類等の提出者は、官側から提出書類等について説明を求められた場合には、説明すること。また、追加書類等の提出を求められた場合は、正当な理由のあ

る場合を除き、当該書類等を提出すること。

イ 審査の比重

項目	比重
①利便性及び商品の魅力	25%
②金額及び保障内容	5%
③管理態勢	40%
④地域及び社会への貢献	10%
⑤過去の実績	5%
⑥その他アピールポイント	15%

ウ 審査の合格ライン

合格ラインは総合点の50%以上とし、細部は甲が定める。

(4) 書類等の提出に当たっての留意事項

ア 資料等の作成、提出、説明及び前号の調査への協力に要する費用は提出者の負担とする。

イ 提出された資料等は、原則として返却しない。

ウ 提出された資料等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。

エ 提出書類に関する問い合わせは、提出期限までとする。

9 選定方法

提出された申請書類等に基づき、書類選考による審査の上、業者を決定する。

なお、応募者多数の場合は、福利厚生施設設置検討委員会において決定する。

10 選考結果発表

(1) 日時

令和4年8月10日(水) (予定)

(2) 方法

決定業者については、担当より連絡する。

11 業者決定後の提出書類

選考結果発表後、決定業者は、別紙第3に示す書類を提出すること。

12 決定業者に対する事前説明会

別示する。